

知能情報システム研究室

●研究スタッフ・連絡先

准教授：中村 誠 Email: mnakamur@niit.ac.jp Tel: 0257-22-8174

●概 要

自然言語処理の技術を利用して法律関係の文書を理解・利用しやすくしています。

自然言語処理とは、人間のことばをコンピュータで処理するための研究分野です。機械翻訳や情報検索など、利用分野は多岐にわたります。これを法令文書に応用し、さまざまなサービスを提供します。法令文は、一般の人にはなじみがなく読みにくいとされています。これをコンピュータで処理して、一般人が読みやすいように編集したり、専門家が効率よく仕事が進められるように情報を提供します。

この他にも、人間の言語獲得に関する研究なども行っています。

●研究内容

(1) 法令文からの知識獲得

法令を理解するには法令用語が重要となります。機械翻訳にも専用の辞書があれば精度の向上が見込まれます。そのための法令用語データベースの構築を行っています。

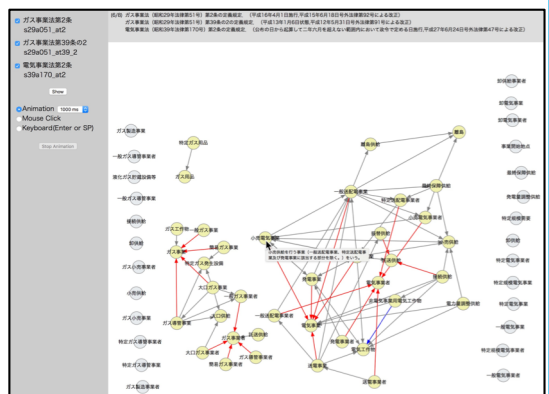
法令において重要な語は、あらかじめ定義されます(右図上)。その一方で、法改正によって定義語は追加、変更、削除されます(右図中)。これにより、法令用語の意味や他の用語との関係が変化します。これをアニメで描画するソフトウェアを開発しています(右図下)。また、定義語のように明示しているものだけでなく、法令文中に現れる用語についても、語釈文や用語間の関係を発見する手法を提案しています。

ガス事業法(昭和29年法律第51号)
(定義)
第二条 この法律において、「ガス事業」とは、一般の需用に応じ導管によりガスを供給する事業をいう。
2 この法律において「ガス工物」とは、ガスの供給のために施設するガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備、排送機、圧送機、調整器、導管、受電設備その他の工物及びこれらの附属設備であつて、ガス事業の用に供するものをいう。

ガス事業法(昭和29年法律第51号)(昭和45年法律第18号改正)
(定義)
第二条 この法律において、「一般ガス事業」とは、一般の需用に応じ導管によりガスを供給する事業(第三項に規定するガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものを除く。)をいう。
2 この法律において「一般ガス事業者」とは、次条の許可を受けた者をいう。
3 この法律において「簡易ガス事業」とは、一般の需用に応じ、政令で定める簡易なガス発生設備(以下「特定ガス発生設備」という。)においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業であつて、一の団地内におけるガスの供給地点の数が七十以上のものをいう。
4 この法律において「簡易ガス事業者」とは、第三十七条の二の許可を受けた者をいう。
5 この法律において「ガス事業者」とは、一般ガス事業者及び簡易ガス事業者をいう。
6 この法律において「ガス工物」とは、ガスの供給のために施設するガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備、排送機、圧送機、調整器、導管、受電設備その他の工物及びこれらの附属設備であつて、ガス事業の用に供するものをいう。
第五章 ガス用品
第一節 検定等
(定義)
第三十九条の二 この法律において「ガス用品」とは、主として一般消費者等(液化石油ガス法第二条第二項に規定する一般消費者等をいう。)がガスを消費する場合に用いられる機械、器具又は材料(同条第四項に規定する機械、器具又は材料を除く。)であつて、政令で定めるものをいう。

定義語の増減

他の定義語との
上位下位関係



(2) 地方自治体における議会文書の分析

日本には、約1,700もの地方自治体があり、それぞれで条例や規則(例規)が定められています。そのための文書作成支援や議事録の分析などを行っています。右図は、県議会の委員会における委員と行政との質疑応答の内容を分析し、どの分野の発言内容が多いのかを委員ごとにグラフ化したものです。

2016.10.19：平成28年公営企業会計決算特別委員会 本文
(33 発言中 0 件ヒット)
▼最初の箇所へ(全0 箇所) / ダウンロード

【主な質問】

【質問】

【回答】

【質問】

【回答】

【質問】

【回答】

【質問】

【回答】

【質問】

【回答】

【質問】

【回答】

【質問】

【回答】

